

蒲郡市立地適正化計画運用までの流れについて

	日程	内容	備考
平成30年度	3月28日	第3回 蒲郡市立地適正化計画 策定委員会	計画取りまとめ
平成31年度	4月～6月	周知期間	
	7月1日～	計画公表	

周知

- ・市役所・市HPでの公開、市広報誌への掲載、関連団体への概要版の送付等、必要に応じて周知を図ります。

届出

立地適正化計画を公表すると、居住・都市機能誘導区域内での建築等の行為について、届出義務が生じます。

そのため、届出について周知を図ることを目的に、平成31年4月1日に計画内容の事前周知を開始し、3ヶ月間の周知期間を経て、7月1日に計画を公表する予定です。

届出制度は、市町村が、都市機能誘導区域外における誘導施設の整備、都市機能誘導区域内に存する誘導施設の休廃止、および居住誘導区域外における住宅開発等の動きを事前に把握するために設けられています。そのため、行為に着手する30日前までに届出を行うことが法的に定められています。

なお、計画公表から30日までの間に届出の必要な行為に着手する場合も、届出制度の目的から、計画公表以前でも届出が必要となります。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月以降
計画書				→	→
周知				→	→	→	→	→
届出				→	→	→	→	→
行為着手							→	→

..... → 周知期間

→ 計画公表